

教育大綱について

1. 法律上の位置づけ区分

	教育大綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議	地方公共団体
策定方法	国の「教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定・令和5年度～9年度）を参酌し、その地域の実情に応じ策定	
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※ 必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※ 努力義務

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

教育基本法（抜粋）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画（政府の教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2. 大綱に関する文部科学省の考え方（平成26年7月17日文部科学省初等中等教育局長通知）

（1）定義

- ① 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、**詳細な施策について策定することを求めているものではない。**
- ② 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、**地域の実情に応じて大綱を策定するもの**である。
- ③ 大綱の対象期間については、4年から5年程度を想定している。

（2）教育振興基本計画その他の計画との関係

地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、**総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。**

3. 本市の教育大綱について

本市の教育大綱は、平成28年度から流山市教育振興基本計画の基本理念部分としている。

流山市教育振興基本計画の計画期間が今年度で終了することから、現在、次期流山市教育振興基本計画について教育委員会において検討しているところである。

流山市教育大綱（令和２年度～６年度）
（流山市教育振興基本計画の基本理念）

<学校教育>

学びに向かう力と自立する子どもを育む

流山市の学校教育においては、「生きる力」を育むという理念を踏まえ、児童生徒一人一人が生き生きと学べる豊かな教育活動を実践します。そして、子どもたちの可能性を引き出す教育の実現を目指していきます。

また、流山の子どもたちが自信を持ち、いろいろなことに挑戦し、未来に活躍できる「自立・自律」した子どもが育つよう、流山の教育を推進します。

<生涯学習>

豊かな人生と文化芸術を創造するまちづくり

生涯学習においては、豊かな人生につながる生涯学習の推進と文化芸術の醸成・歴史の継承、スポーツの振興を目指して、市民の学習要求に応える機会と場を提供していきます。そして、地域の環境づくりとともに、文化芸術・歴史・スポーツに親しむ機会の創出のために、事業を推進します。